

別表 1

補助対象経費区分	対象経費
①機械装置等費	<p>補助対象事業の実施に必要な機械装置費等の購入に要する経費</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン、プリンタ、自動車等車両、電話機等）
②広報費	<p>パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費（例：ホームページ、パンフレット等の作成費、新聞折込料、新聞等への広告掲載料、パンフレット等印刷費等）</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入等、目的外使用になり得るもの
③開発費	<p>新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具等の事務用品等の消耗品費 ・（開発・試作ではなく）実際に販売する商品を生産するための原材料の購入費 ・デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入費 ・（包装パッケージの開発が完了し）実際に販売する商品・製品を包装するためのパッケージ購入費
④外注費	<p>上記①から③に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）</p>